

(内閣委員会)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間〇・一月分引き下げる。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令和三年度の引下げに相当する額について、令和四年六月の期末手当から減額することによって調整を行う。